

Section I

令和6年度

介護報酬改定について

令和7年度介護報酬改訂の主な事項について

今年度は主要な改正はありません。しかしながら下記の2点に注意してください。

1.介護職員処遇改善加算の計画書様式が今年度も変更になりました。準備出来次第市HPにもアップ致しますが、今年度についても、4月15日まで提出期限が延長されました。

2.経過措置の終了（次ページから）

下記参考

[令和6年度介護報酬改定の主な事項について（厚労省HP）](#)

令和6年度末で終了する経過措置について

1.業務継続計画の策定について

令和7年3月31日で、上記経過措置が終了し、未策定の事業所には減算が適用になります。多くの事業所種別では、6年度から体制届出の届出義務があり、計画策定及び体制届出の提出を頂いております。しかしながら、下記の事業所は特に留意が必要ですので、必ず確認をお願い致します。

1.業務継続計画がまだ未策定であり、令和7年3月31日までに策定が出来ない事業所→4月から減算となりますので、加算の体制届出の提出をお願いします。

2.居宅介護支援事業所→他の事業所と同様、経過措置が無くなり、未策定の事業所は減算となります。体制届出の必要の有無は、国から考え方が示され次第周知致します。

※訪問系等についても、経過措置が終了しますが、国から届出の考え方が現時点で示されていません。国や県等から考え方が示され次第周知があると思いますが、ご注意ください。

令和6年度末で終了する経過措置について

2. 身体的拘束等の適正化について（小多機・看多機のみ）

小規模多機能・看護多機能型居宅介護については、上記対応について1年の経過措置がありました。これについても令和7年3月31日で、上記経過措置が終了し、未対応の事業所には減算が適用になります。令和7年4月1日までに、必ず対応をお願い致します。

なお、この減算に対する加算の体制届出の提出について、現時点で必要の有無が国から考え方が示されていません。今後考え方が示された後、通知致しますのでご留意ください。

Section 2

(前年度同様再掲)

令和6年度運営基準の改正について

1. サービス共通の改正点

i. 「書面掲示」規制の見直し（全サービス共通）

事業所内で「書面掲示」を求めていた運営規定等の重要事項をWEB上での閲覧で完結できるよう「書面掲示」に**加えて**WEBサイトに掲載することを義務付ける（1年の経過措置）

ii. 管理者の兼務範囲の明確化（全サービス共通）

管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。

1. サービス共通の改正点

i. 身体的拘束等の適正化の推進

ア.短期入所及び多機能系サービスにおいても、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の設置、指針の整備、研修の実施）を義務付ける。（1年の経過措置）

イ.訪問・通所・居宅介護支援においても、身体的拘束を行ってはいない旨を改めて明記、もし行う際の記録を義務付ける。

ii. 介護現場の生産性の向上（短期入所・多機能・居住・施設系共通）

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務付け（3年の経過措置）

2. 施設・居住系サービス共通の改正点

i .ユニットケアの質の向上のための体制の確保

ユニット型施設の管理者に「ユニットケア施設管理者研修」を受講するよう努めなければならないこととする。

ii .協力医療機関との連携体制の構築

協力する医療機関に、入所者の急変時の対応・診療の求めがあった場合に診療を行う体制を常時確保すること、入院が必要な利用者を原則として受け入れる体制を確保する等の要件を定める。

iii .新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携

新興感染症発生時に対応できる第二種協定指定医療機関と連携し、発生時の対応について協議を行うことの義務付け

2. 施設・居住系サービス共通の改正点

i. 生産性向上に取り組む施設における人員配置基準（居住系のみ）

テクノロジー活用等により生産性向上を行なった施設における人員基準の緩和

3. 多機能系サービスの改正点

i .管理者の兼務（小多機・看多機）

サービス種別を限定していた管理者の兼務を限定しないこととする。

ii .サービス内容の明確化（看多機）

事業所内のサービス拠点での「通い」「泊まり」における看護サービスが含まれる旨が明確化された。

4. 居宅介護・介護予防支援サービスの改正点

i. 公正中立性の確保のための取組の見直し(努力義務)

前6か月間に作成した居宅サービス計画における各サービスの利用割合及び同一事業者によって提供されたものの割合を利用者に説明する。

ii. 指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリング

2月に1回(介護予防支援の場合6月に1回)利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときに、利用者を訪問しない月において、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことを可能にする。

4. 居宅介護・介護予防支援サービスの改正点

iii. ケアマネージャー1人当たりの取扱い件数の緩和

要支援者を1/2人から1/3人とし、取扱い件数を44人以下とする。国保連システムを活用し、事務員を配置する場合、49人以下とする。